

# 社会福祉法人すさみ町社会福祉協議会

## 居宅介護支援事業運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人すさみ町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が設置するすさみ町社会福祉協議会居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援の事業及び指定介護予防支援事業者から委託を受けて実施する指定介護予防事業（以下、「本事業」という。）は、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者（指定介護予防事業者）、介護保険施設等との連絡調整その他の便宣の提供を行うことを目的とする。

### (運営方針)

- 第2条 本事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健福祉サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。
- 3 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス（介護予防サービス）等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者（介護予防事業者）に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 4 市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者（指定介護予防事業者）、介護保険施設との連携に努める。
- 5 利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 6 事業所において行われる性的な言動又は、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- 7 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。
- 8 上記のほか、田辺市が定める基準及びその他の関連法令等の内容を遵守し事業を実施するものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名 称 社会福祉法人すさみ町社会福祉協議会  
② 所在地 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4133

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

①管理者 1名 常勤（介護支援専門員と兼務）

主任介護支援専門員である管理者は、事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、本事業の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

②介護支援専門員 2名 常勤（兼務 1名、専従 1名）

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境などに応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス（介護予防サービス）又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容などの計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者（指定介護予防事業者）、介護保険施設などとの連絡調整等を行う。

③事務職員 1名

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、下記のとおり定める。

①営業日は、通常月曜から金曜日までとする。ただし、国民の休日、12月29日から1月3日までを除く。

②営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

③上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援・指定介護予防支援事業の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援（指定介護予防支援）事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

①サービス提供の開始時における留意事項

・指定居宅介護支援サービスの提供開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、その他利用者のサービス選択に資すると認められる重要な事項を記した文書（重要な事項説明書等）を交付して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

・利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることが、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることについて、文書の交付及び口頭により説明し、文書に利用者の署名を受けるものとする。

・前6月間に当事業所において作成した居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この号において「訪問介護等」という）がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当事業所において作成した居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得るよう努めるものとする。

- ・あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は、診療所に伝えるよう求めることとする。
- ②利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応  
当事業所相談室において行う。
- ③課題分析の実施
- ・課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。
  - ・課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。
  - ・使用する課題分析票の種類は「居宅サービス計画ガイドライン」とする。
- ④居宅サービス計画原案の作成等  
利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
- ⑤サービス担当者会議等の実施  
居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。
- ⑥居宅サービス計画の確定  
介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
- ⑦居宅サービス事業所とサービス事業所の連携  
介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。
- ⑧サービス実施状況の継続的な把握及び評価
- ・居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
  - ・指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを利用者の同意を得て主治の医師等に提供するものとする。
- ⑨地域ケア会議における関係者間の情報共有  
地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、すさみ町の区域とする。

(指定居宅介護支援の利用料等)

- 第8条 居宅介護支援における法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。
- 2 法定代理受領以外の利用料の支払いを受けたときは、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付する。
  - 3 前条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、徴収しない。

(苦情処理)

- 第9条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に關し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 3 事業所は、提出した指定居宅介護に係る利用者からの苦情に關して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

- 第10条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
  - 3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(人権擁護)

- 第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、人権擁護推進員を置くとともに、従業者に対し、人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を実施するものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
  - ②虐待の防止のための指針を整備する。
  - ③介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
  - ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係市町村に通報するものとする。

#### (衛生管理)

第13条 事業所において、感染症の予防及びまん延の防止等のため、衛生管理推進員を配置する。

#### (感染症の予防)

第14条 事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないようするため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

#### (身体拘束)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

#### (業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体勢で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### (個人情報の保護)

第17条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

#### (その他運営に関する留意事項)

第18条 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

- 2 本事業の社会的使命を充分認識し、常に職員の質的向上を図るため、採用時研修1回、

継続研修年 6 回の機会を設けるものとする。

- 3 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 事業所は指定居宅介護支援の提供に関する諸記録を整備し、当該記録等に係る居宅サービス計画に基づく指定居宅介護支援が完結した日から 5 年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は、すさみ町社会福祉協議会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 18 年 7 月 1 日から施行する

この規程は平成 19 年 4 月 1 日から施行する

この規程は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。